

《兵庫県芦屋市議会》

(人口 94,792人) (面積 18.57 k m²) (議員定数 21人)

【市議会の概要】

芦屋市議会では、先進的な取り組みとして、タブレット端末によるペーパーレス会議の導入、議場における大型モニターの設置、委員会のインターネット中継の開始、政務活動費マニュアルの改訂等を実現してきたほか、昨年、議会基本条例の検証作業を終え、この成果を活かし、これからも議会の活性化に取り組み、市民から信頼され、政策提言や政策決定が行える議会を目指している。

【調査の概要】

白山市議会では、議場等システムの更新を検討していることから、平成29年9月に議場の音響設備等の改修工事を行った芦屋市議会を視察し、大型ディスプレイの設置状況のほか、タブレット端末の活用、常任委員会のインターネット中継等、議会及び委員会でのICTの活用について調査する。

議場及び委員会室等のシステムの見学含む。

◆議会ICT化の取り組みについて（議場及び委員会でのICTの活用）

議会ICT化の取り組みについて

議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の促進、事務の合理化・効率化の推進、市民への情報発信の拡充の4つを目標とした。

タブレットは議会主導で導入したが、市長からの積極的な協力を得て、検討から執行機関も参加し同時に利用を開始したことが特徴的である。

導入の1番の効果は、数値化できないものであるが、議員や職員の分類整理、保管、廃棄、検索に要する労力と時間の大幅な削減、資料の閲覧、持ち運びの労力、連絡・配付の即時性・利便性の向上。

議場大型ディスプレイの活用状況

導入当初は半分くらいの議員が一般質問時に使用し、現在は約3分の1の議員が使用している。資料をディスプレイに映す場合は紙原稿を用意している。

タブレット端末機の活用状況

一般質問、討論、委員長報告も含めて、2、3人の議員がタブレット使用している。議長の次第書（シナリオ）もタブレットを使用

タブレット(12.9インチ)は軽くはないが、資料を持ち運ばなくてよい利点がある。

電子採決システムの導入

議場が見渡せるため、導入なし。

本会議、委員会等のインターネット中継等の状況 (見学)

生中継と録画中継をしている。会議録研究所と契約。機械(エンコーダー)と専用のPCを購入し、事務局に設置している。議場・委員会室から回線をつなぎ、PCをつなぎ、映像をインターネット回線で会議録研究所に送り、そのサーバーから中継している。1分近く遅れはある。

本会議は話す方に3台のカメラを切り替えている。職員1~2名で操作。指名された議員の席をPCでクリックすると、そこにカメラが向き、下に名前が表示される。執行部は自席答弁。

委員会はカメラ固定。カメラ切り替える職員を配置できない。執行部側を映すと、後ろの傍聴者が映る可能性がある。



音声認識システム(会議録)の活用

過去に試験的に行ったが、誤変換が多く、利用していない。

総括質問

3月議会は総括質問のみ。会派となるのは所属議員2名から。質問時間は60分(個人質問40分)。

初日の市長の提案理由から総括質問の通告の期間は、質問当日の5営業日前が通告締め切り日。施政方針は会期開始の1週間前には配付される。予算についても同じ。

常任委員会の開催

傍聴席は18席。満席で別室(移動式モニターを使用)を準備する場合もある。

議案審議の場合、市長が出席する(冒頭のあいさつのみ)。調査の場合の出席は適宜。部長が提案説明する。

議員定数28人のときは、4常任委員会中、2委員会が同時開催だった。議員定数が減り、3常任委員会になってから委員会の同時開催はなし。

意見交換会

チラシ(11月開催)で募集する意見交換会は初めての取り組み。

過去では議会報告会を開催。テーマについて議会側が説明し、質疑応答していたが、参加者から物足りないという意見あり。議会からの願望もあり、手法を変更した。

議会報告会の際の参加者は1回に30人ほど。平日の夜間開催時は3、4人のときもあった。今回の意見交換会は20~30人を目標。

《滋賀県甲賀市》

(人口 90,762人) (面積 481.62 k m²) (議員定数 24人)

【調査の概要】

甲賀市議会は早稲田大学マニフェスト研究会議会改革度調査において前年度より、大幅にランキングを上げており、議会改革、広報等の取り組みについて調査することとし、また、平成30年2月に新庁舎を建設し、議場を整備したことから、議場や委員会室の議会会議システムについても調査する。

(参考) 早稲田大学マニフェスト研究会議会改革度調査 2019 総合 64位(前年度 575位)

◆議会改革の取り組みについて

取り組みの概要

第3次議会改革推進の契機となったのが、平成29年11月改選での定数減と議員の若年化であった。その際、第2次議会改革での抽出6項目の残ったものを課題としてピックアップした。BCPを追加し、広報に関しては委員会からの提案があった。

(1) 議長の所信表明・・議長マニフェスト

平成29年11月、平成30年11月(再選)2回

(2) 議会改革の手法・・「ゼロベースで見直し、小さなものから随時実行」

① 議会改革推進特別委員会

② 議会ICT推進事業

タブレット端末機を全ての議会関係会議で使用。ペーパーレス。

予算書・決算書・主要施策概要書はデータのほか紙資料も配付

広報委員会での編集、校正でも使用「スマートセッション」システム

③ 議員政治倫理条例の制定

④ 本会議での改革

・委員長報告の簡略化として、要点・論点のみの報告とした。

・正副議長選挙の所信表明を本会議にて行う。インターネット中継あり。

・一般質問通告の修正受付

代表質問前に締め切りがあり、質問が重なる場合のため、修正受付期間を設けた。修正した事案あり。

・一般質問答弁者登壇の見直し

答弁者全員登壇を最初の答弁者のみ登壇とし、議事運営の短縮改善を図った。

⑤ 委員会の改革

・常任委員会会議の異時開催

・委員会資料の事前配布 タブレット配信とした。

・委員会資料の全議員共有 所属以外の議員も閲覧可能とした。

⑥ 委員会からの提言

・視察での好事例を参考に市長に文書で要請した結果、市長が実施した。

- ⑦ 議会セミナー 市職員、関係団体等広く参加を呼びかけている
- ⑧ 議会だより
 - ・議員紹介記事の掲載（全国的にも珍しい取り組み）
 - 以前は、市内の良い所、食べ物の紹介だった。勉強会時に大学の先生から提案があった。「思想信条ではなく、好きな景色や議員を志した理由など共通のことで少しは議員を知る」機会とする。現在、クレームはなく、「議員が身近に感じる」という声あり。3年で24人の議員を紹介予定。
 - ・議会だよりの校正
 - 「スマートセッション」システムを使用、タブレット上での校正。
- ⑨ まちかどアンケート ショッピングセンターへ議員自ら出向く
- ⑩ 高校生モニター会議
 - ・議会だよりや市政に対する意見・アイデアを議会だよりに掲載
- ⑪ 議会報告会
 - ・意見が少なく、マンネリ化したため、常任委員会単位意見交換会に変更
- ⑫ 議会図書室 会議録、委員会記録も閲覧可能
- ⑬ 政務活動費
- ⑭ 議会中継

(3) 広域連携・大学との連携について

- ① 県議長会政策研究会・・・甲賀市議会 林田議長の提案で始めた。
- ② 伊賀市・甲賀市・亀山市正副議長会議 「い・こ・か」連携
執行部でも連携
- ③ 甲賀市議会・湖南市議会合同研修会
- ④ 龍谷大学とのパートナーシップ協定（令和元年10月16日締結予定）
大学院での地域公共人材総合研究プログラムへの参加できる。
滋賀県議長会が龍谷大学と連携しており、事務局研修に大学の全面協力あり。政策研究に大学の知見を活用し、委員長の代表質問につなげたい意図がある。

(4) 今後の検討課題

- ・常任委員長の代表質問の検討
 - ・先例市の事例より
- ・議員間討論の勉強会の必要性
- ・広聴の部分が弱いので、強化を検討
- ・議会基本条例の検証、改正の検討



◆議会会議システムについて

- ・議場及び委員会室等におけるシステム、会議中継等の状況（見学）
委員会中継はしていないが、カメラ設置あり。事務局で、進行状況が確認できる。常任委員会とは異時開催だが、議員傍聴あり。市民の傍聴は少ない。

・ 音声認識システム（会議録）の活用

AIは今年度導入し、テスト段階。

本会議の会議録は「ぎょうせい」にテープ起し、反訳依頼。

委員会会議録は事務局にて作成。AIで試行だが、精度は50%。

◆代表質問

代表質問は一括と一問一答の選択制で、3月議会のみ導入している。

代表質問の通告メ切は初日から3日後、一般（個人）質問の通告メ切は初日前日である。日程の順番は、市長市政方針、代表質問日、一般質問日。

委員から質問があり、林田議長から、政策議会の理念、具現化について、話があった。「活動は目的志向、政策志向。行政側の政策もあるが、議会としての政策であり、政策をおいた中で、チェック審査する。議会側として、議会全体の意見か。賛成・反対だけでなく、どうしたら、反対が賛成になるのか。政策にするときに合意を図ること。そして、その場は委員会であると考えている。」とのことであった。それを表明する場として、常任委員会委員長の代表質問の実施につなげようとしていると思われる。

林田議長のマニフェストは、第14回マニフェスト大賞〈議会部門〉で優秀マニフェスト推進賞を受賞されていた。早稲田大学の議会改革度調査2019ランキングの上昇に関しては、議会基本条例制定後の具体的な取り組みが反映されているのではとの見解であった。

議会だよりについては、議会での結果の広報は市がすべきことであり、市民参加、情報提供の趣旨の議会だよりは政策提案について広報すべきではないか。個々の一般質問は、議会だよりですべきか。質問・議員の問題意識をしっかりと載せるべきではないかという極論から議論を起すなど、議長マニフェストを元に、広域連携等しながら精力的に議論を重ねている議会の在り方に対し、大いに参考になった。